

## ◎新潟県告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和8年1月6日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角英世

### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 十日町都市計画道路
- (2) 名称 3・4・3号 高田町南線  
3・4・5号 高田町通り線  
3・4・13号 本町通り線

### 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・4・3号 高田町南線
  - ア 追加する部分  
十日町市高田町6丁目の一部
  - イ 削除する部分  
十日町市高田町6丁目の一部
- (2) 3・4・5号 高田町通り線
  - ア 追加する部分  
十日町市高田町6丁目の一部
  - イ 削除する部分  
十日町市高田町6丁目の一部
- (3) 3・4・13号 本町通り線
  - ア 追加する部分  
十日町市川治、山本町1丁目、山本町2丁目及び山本町3丁目の各一部
  - イ 削除する部分  
十日町市尾崎、四日町、本町2丁目、山本町1丁目、山本町2丁目、山本町3丁目、山本町4丁目、山本町5丁目及び川治の各一部

### 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 令和8年1月6日  
至 令和8年1月20日
- (2) 場所等
  - ア 新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地（〒948-0037）  
新潟県十日町地域振興局地域整備部計画調整担当  
電話 025-757-5408
  - イ 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地（〒948-8501）  
十日町市建設部都市計画課  
電話 025-757-9937

### 4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所において提出することができる。

### 5 意見書を提出できる者

十日町市の住民並びに利害関係人

### 6 意見書の提出期限

令和8年1月20日（必着）